

# 評議員・役員及び選考委員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人 福田記念医療技術振興財団

(目的及び意義)

第1条 この規程は、定款第13条及び第27条の規定に基づく評議員及び役員の報酬等、選考委員の報酬等並びにこれらの職務を行うために要する費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 選考委員とは、定款第39条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）手数料等の経費をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 常勤役員の報酬の額（通勤手当を除く）は、別表第1に定める「年間報酬総額」の範囲内とし、各々の役員の報酬額は、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表第2に定める「非常勤役員の報酬」額とする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与は、別表第3に定める「常勤役員賞与」の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 4 常勤役員に対する退職手当は、別表第4の「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額を理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間（月数）は60月を上限とする。
- 5 評議員に対する報酬は、別表第5に定める「評議員の報酬」額とする。

6 選考委員に対する報酬は、別表第6に定める「選考委員の報酬」額とする。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員の報酬の支給は、月額をもって行うものとし、毎月定まった日に支払うものとする。

2 非常勤の評議員・役員及び選考委員にあつては、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(交通費及び旅費)

第6条 常勤役員には通勤手当を、また、非常勤役員等には理事会出席等必要の都度、交通費及び旅費相当を支給する。

2 前項の費用の計算方法は、職員の給与規程及び旅費規程を準用する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。(平成22年4月1日登記)

2 令和4年3月18日一部改正

## 別 表

第1	常勤役員の年間報酬額	675万円 ((9百万円 × 1/16) × 12月)
第2	非常勤役員の報酬 理事会出席等の都度、謝金として1名 一律	3万円
第3	常勤役員賞与	225万円 ((9百万円 × 2/16) × 年2回 )
第4	常勤役員退職手当の算出要領 年間報酬額 ÷ 12 × 在職月数 / 12 (在職月数の上限は60月とする。)	
第5	評議員の報酬 評議員会出席の都度、謝金として1名 一律	3万円
第6	選考委員の報酬 ・ 1次の選考審査につき、謝金として1名 一律 ・ 選考委員会出席の都度、	5万円 3万円